

6. 支援制度

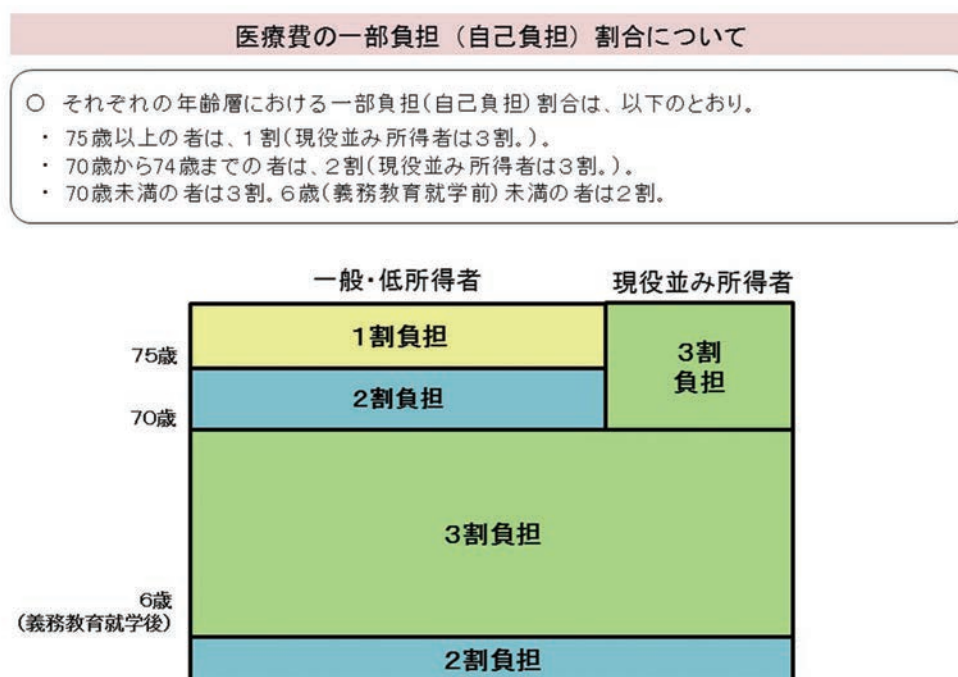
在宅で療養生活を送るにあたり、社会資源を活用することで、療養生活の維持・向上を図ることができます。これからの療養生活の中で、より生活しやすい環境になるように、利用可能な社会資源について紹介します。

1

医療費制度について

日本国民（一部基準を満たす外国人）は、健康保険に加入し保険料を支払うことで、病気やけがにより医療が必要になった時に、健康保険の給付を受けることができます。

図1 自己負担額¹⁾



文献1) より引用

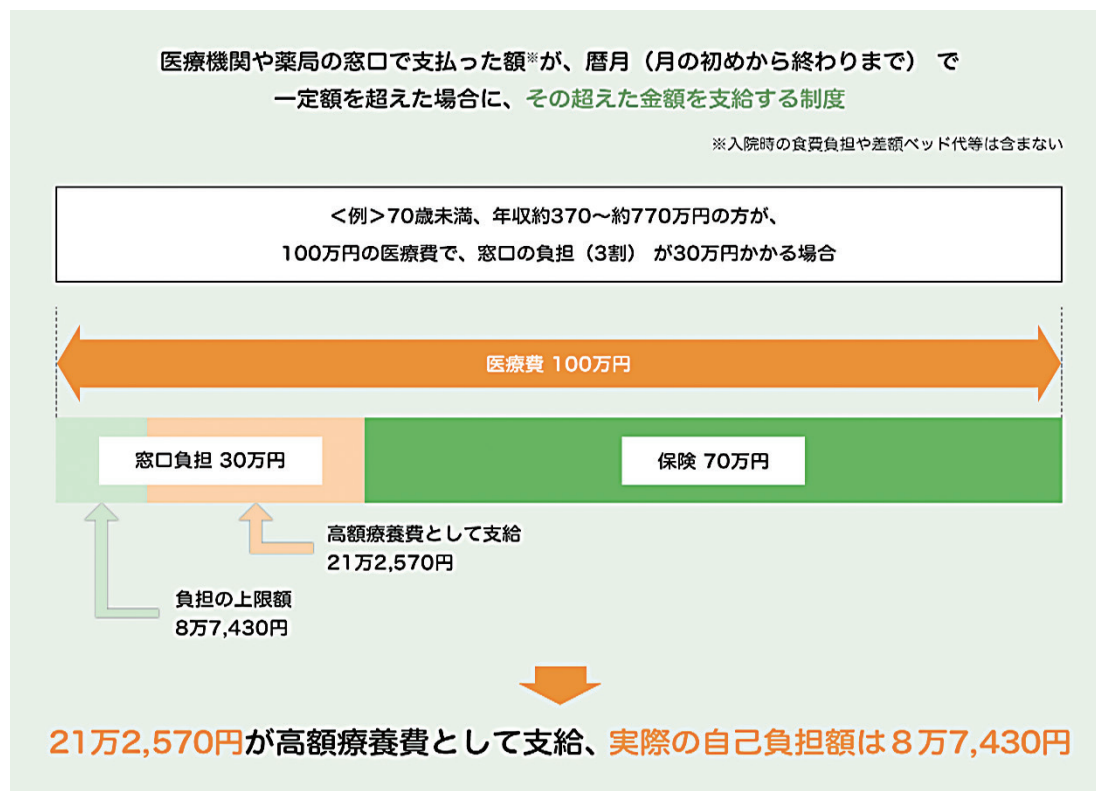
心疾患で療養が必要になった時、療養生活を維持していくために、医療費を軽減する制度を紹介します。

●高額療養費制度・限度額適用認定制度

健康保険に加入している人が、医療費の支払い後に手続きをすることで、1か月の医療費の自己負担上限額を超えた額が医療保険の保険者から払い戻されるのが**高額療養費制度**です。ただし、食事療養費、差額室料、おむつ代・文書代などの保険適用外は適応外です（図2）。

高額療養費制度は払い戻しまでに2～3か月かかります。そこで、**事前に申請**を行い、1か月に窓口で払う医療費を自己負担限度額までに抑えるのが、**限度額適用認定制度**です。

図2 高額療養費制度²⁾



文献2) より引用

69歳以下と70歳以上、所得区分によって自己負担限度額は異なります（表1）。申請窓口は、国民健康保険の方はお住まいの市町役場、社会保険の方は保険者です。限度額適用認定証は申請した日の月初めから適用になります。

表1 自己負担上限限度額³⁾

<70歳未満>【社保…標準報酬月額／国保…年収】 所得に関わらず申請が必要です。

所得区分	表記	1ヶ月の自己負担限度額	多数該当	食事療養費
社保:83万円以上 国保:901万円超	ア	252,600円+ (総医療費－842,000円) × 1%	140,100円	460円/食
社保:53～79万円 国保:600～901万円	イ	167,400円+ (総医療費－558,000円) × 1%	93,000円	460円/食
社保:28～50万円 国保:210～600万円	ウ	80,100円+ (総医療費－267,000円) × 1%	44,400円	460円/食
社保:26万円以下 国保:210万円以下	エ	57,600円	44,400円	460円/食
低所得者 (住民税非課税)	オ	35,400円	24,600円	210円/食 (90日以上: 160円/食)

表1 自己負担上限限度額³⁾

〈70歳以上〉【世帯収入】 **太枠に該当する方は申請が必要です。**

区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯合算）	入院時食事療養費
現役並み所得Ⅲ（年収：約1,160万円以上）	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% 《140,100円》（※）		460円/食
現役並み所得Ⅱ（年収：約770～1,160万円）	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% 《93,000円》（※）		460円/食
現役並み所得Ⅰ（年収：約370～770万円）	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% 《44,400円》（※）		460円/食
一般 （年収：156～370万円）	18,000円 （年144,000円が限度）	57,600円 《44,400円》（※）	460円/食
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	210円/食 （90日以上は160円/食）
低所得Ⅰ （年金収入80万円以下など）	8,000円	15,000円	100円/食

（※）多数該当・・・過去12ヶ月に3回以上自己負担限度額に該当した場合、4回目以降は「多数回」該当となり、上限額が下がる。

「世帯合算」や、「多数該当」など、さらに負担を軽減する仕組みがあります。
詳しくはかかりつけの病院のソーシャルワーカーに相談してみましょう。

★身体障害者手帳をお持ちの方が利用可能な医療費助成制度

身体障害者手帳とは、身体障害者福祉法に定められた障害認定基準に当てはまる方に交付される手帳です。生活をサポートする福祉サービスの利用や、等級によっては医療費の助成が受けられます。12の障害の種類の中に、心臓機能障害があります（表2）。障害認定基準に該当しているかは、主治医に確認しましょう。[申請窓口は、お住まいの市町の障害福祉担当課](#)です。

表2 等級表⁴⁾

心臓機能障害	1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
	3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

身体障害者手帳が交付されると、以下のサービスを受けることができます。

- ①補装具の交付・修理 ②日常生活用具の給付・貸与 ③税金の控除・免除
- ④特別障害者手当（等級・状態による） ⑤医療費の助成制度（重度の障害の方）
- ⑥公共の乗り物、公共施設利用の割引 ⑦施設入所、在宅サービスの利用

●重度心身障害者医療費の助成制度

この制度は、重度心身障害児者の健康を確保するため、心身に重度の障害のある方が病院で診療を受けたときや、薬局で調剤を受けたときに支払う自己負担分が助成される制度です。医療保険に加入されている方で、以下の条件に該当する方が対象になります。

- ①身体障害者手帳 1、2 級を所持している（心疾患は 1 級のみ）
- ②身体障害者手帳 3、4 級で、知的障害（知能指数 50 以下）と重複している。

医療機関に支払った保険診療分が対象で、保険外負担や入院時食事療養費は対象外です。診療月の翌月の初日から 1 年以内が対象です。

医療機関ごとに月額500円が自己負担になります。負担の仕方が市町によって異なります。申請窓口は、お住まいの市町役場の障害福祉課です。

〈現物給付〉



〈還付払い〉



●自立支援医療（更生医療）

この制度は、手術などによって障害が軽減または除去され、機能が回復するような場合に、特定の治療の医療費が助成される制度です。自立支援医療機関の指定を受けている医療機関・調剤薬局・訪問看護事業所で利用可能です。

自己負担は原則医療費の1割です。所得に応じて1ヶ月あたりの負担上限額が設定されています（表3）。

表3 更生医療 自己負担限度額⁵⁾

区分	対象となる世帯	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円・自己負担なし
低所得1	住民税非課税世帯で、障害者の年収が80万円以下	2,500円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間1	住民税課税世帯で、市民税額（所得割）が33,000円未満	医療保険の自己負担限度額と同額（※「重度かつ継続」に該当する場合は5,000円）
中間2	住民税課税世帯で、市民税額（所得割）が33,000円以上235,000円未満	医療保険の自己負担限度額と同額（※「重度かつ継続」に該当する場合は10,000円）
一定以上	住民税課税世帯で、市民税額（所得割）が235,000円以上	自立支援医療費支給の対象外（※「重度かつ継続」に該当する場合は20,000円）

対象者は18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、手術により障がいが軽減されると判定された方です。給付される医療は身体障害者手帳に記載されている障害との因果関係があるものとなります。

申請窓口は、お住まいの市町役場 障害福祉担当課です。

機能回復のための医療費助成であるため、手術前や治療開始前などの事前申請が必要です。

〈心機能障害の対象医療の具体例〉

人工弁置換術、ペースメーカー埋込術、除細動器埋込術、冠動脈バイパス術、人工血管植込術、心臓移植術など

●特定医療費（指定難病）助成制度

発病の機構が明らかではなく、治療方法も確立しておらず、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする患者さんの医療費の負担軽減を図るとともに、治療研究を目的として、一定の認定基準を満たしている方に対し、医療費の一部が助成されます。対象は338疾患に該当している方で、心疾患は以下の疾患です。

〈指定難病・循環器系疾患〉

疾患名	告示番号	疾患名	告示番号
エプスタイン病	217	先天性三尖弁狭窄症	311
完全大血管転位症	209	先天性僧帽弁狭窄症	312
巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	279	先天性肺静脈狭窄症	313
巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	280	総動脈幹遺残症	207
クリップル・トレノネー・ウェーバー症候群	281	単心室症	210
拘束型心筋症	59	特発性拡張型心筋症	57
左心低形成症候群	211	肥大型心筋症	58
三尖弁閉鎖症	212	左肺動脈右肺動脈起始症	314
修正大血管転位症	208	ファロー四徴症	215
心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	214	両大血管右室起始症	216
心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	213		

表4 特定医療費助成制度 自己負担上限月額⁶⁾

○医療費助成における自己負担上限額(月額)

(単位:円)

階層区分	階層区分の基準 ()内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安		自己負担上限額(外来+入院) (患者負担割合:2割)		
			一般	高額かつ長期 [*]	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上7.1万円未満 (約160万円～約370万円)		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円～約810万円)		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税25.1万円以上 (約810万円～)		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)。

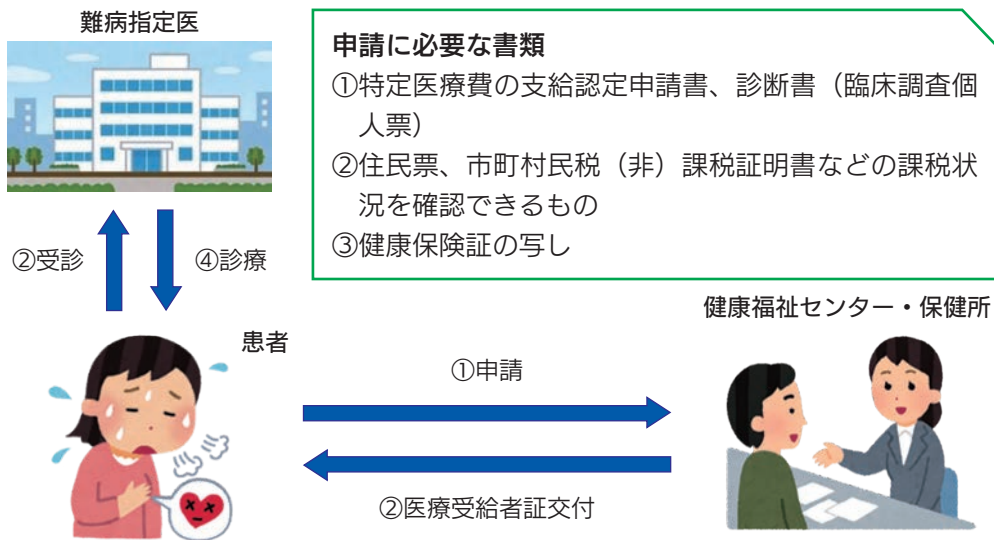
文献6)より引用

申請すると、自己負担上限月額⁶⁾の範囲内で、2割負担になります（表4）。

また、市町によって金額が異なりますが、見舞金が支給されます。

申請窓口は住所地を管轄している県健康福祉センター、宇都宮市の方は保健所です。申請窓口で申請書類一式が受理された日から利用できます。確定診断がつきましたら、早めに申請をしましょう（図3）。

図3 申請の流れ⁶⁾



文献6) から引用

2 所得制度について

入院や、在宅療養になった時に、生活が維持できるような所得保障の制度をご紹介します。

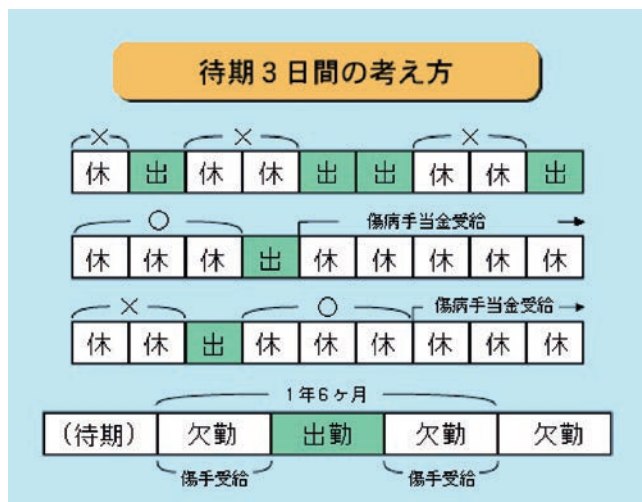
◎傷病手当金

社会保険に加入している被保険者が業務外の病気やケガで会社を休み、その間に給与の支払いがない場合、1年6か月を限度に、基準となる給料の3分の2が保障される制度です。以下の4つをすべて満たしていることが必要です。

- ①療養のための休業である
- ②労務不能である（治療のために、今まで従事していた仕事が出来ない）
- ③連続3日以上休んでいる。（4日目から受給可能）（図4）
- ④給料が支給されていないか、給料が傷病手当金の支給額に満たない。

申請には、勤務先の証明や、主治医の意見書などが必要になります。まずは、勤務先にご相談ください。

図4 傷病手当金 待期期間⁷⁾



- ・退職後であっても、条件を満たせば、一定の条件のもとに給付される場合があります。
- ・退職日に出勤すると翌日以後の傷病手当金は支給されませんので注意が必要です。

文献7) から引用

◎雇用保険

仕事を退職した、求職者に対して、一定の加入要件を満たすことで、基本手当(失業給付)など、必要な給付を受けられる制度です。

基本手当の支給を受けられることができる日数は、年齢、雇用保険の被保険者であった期間および離職理由などによって90日～360日の間で決定されます。

基本手当の基本手当日額は離職日の直前の6ヶ月の賃金日額の50～80% (60歳～64歳については45～80%) です。下限上限があります。

また、障害者手帳をお持ちの場合、給付対象期間が通常よりも長期間受給が可能です。窓口はお近くのハローワーク(公共職業安定所)です。

◎障害年金

心身に障害があるために働けないか、働くことにかかなりの制限を受ける場合に受けることができる制度です。以下に該当する方が対象です。

- ①障害の原因となった病気の初診日に年金に加入している。
- ②初診日の前日において、初診日に属する月の前々月までの年金の加入期間のうち、3分の2以上の保険料が納められているか、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納がない。
- ③障害の状態が固定しているか初診日から1年半経過している(※障害認定日) 国が定める障害認定基準に該当している。

発症時、国民健康保険に加入していた場合は、障害基礎年金（1～2級）、社会保険に加入していた場合、障害厚生年金（1～3級）が支給されます。

詳しい内容や、[申請の手続きは、管轄の年金事務所](#)へお問い合わせください。

1級

心臓移植、人工心臓を装着した方。

2級

心臓再同期医療機器（CRT）および除細動器機能付き心臓再同期医療機器（CRT-D）を装着した方

※障害認定日・・・「初診日から起算して、1年6か月経過日」または「それまでに治った日（症状固定日）」のいずれか早い日のことです。

ただし、以下の治療を行った場合は、特例で装着した日が障害認定日になります。

心臓ペースメーカー、ICD（埋込型除細動器）、CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）または、人工弁の装着。

表5 障害年金等級について⁸⁾

等級	状態
1級	長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度
2級	日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度
3級	労働が制限を受けるかまたは、労働に制限を加えることを必要とする程度

在宅療養において、無理せず生活を続けていくことは大切なことです。そこで、サポートが必要な時に利用できるサービスについてご紹介します。

◇介護保険

介護保険は、介護が必要になった方の、治療や介護にかかる負担を社会全体で支え、地域で安心して暮らしていくために2000年に始まった制度です。

対象は65歳以上の人と、40歳～64歳までの特定疾病（16疾病）（表6）に該当する方です。

表6 特定疾病

特定疾病とは	●筋萎縮性側索硬化症 <small>きん い しゆくせい そく さく こう かしょう</small>	●早老症	●関節リウマチ <small>かんせつ りゅうまち</small>
	●後縦靭帯骨化症 <small>こうじゅうじんたいこつかしょう</small>	●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症	●慢性閉塞性肺疾患 <small>まんせいへいそくせいはいしつかん</small>
	●骨折を伴う骨粗しょう症 <small>たけいとういしゆくしょう</small>	●脳血管疾患	●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
	●多系統萎縮症	●パーキンソン病関連疾患 <small>はいそくせいどうみゃくこうかしょう</small>	●がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
	●初老期における認知症	●閉塞性動脈硬化症	
	●脊髄小脳変性症 <small>せきずいしょうのうへんせいしょう</small>		
	●脊髄管狭窄症 <small>せきちゅうかんきょうさくしょう</small>		

居宅サービスを利用する場合、利用できるサービスの量や限度額は要介護度別に定められています（表7）。

表7 介護保険 支給限度額⁹⁾

令和4年3月現在

介護度	支給限度額（月）	介護度	支給限度額（月）
要支援1	50,320円	要介護1	167,650円
要支援2	105,310円	要介護2	197,050円
		要介護3	270,480円
		要介護4	309,380円
		要介護5	362,170円

自己負担分を超えた金額は全額自己負担になります。支給限度額に含まれないサービスもあります（表8）。

申請先は、お住まいの市町役場高齢福祉課または、管轄の地域包括支援センターです。

表8 介護サービスについて¹⁰⁾

種類		サービス	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
居宅 サービス	訪問型 サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス)	×	×	○	○	○	○	○
		訪問入浴介護	○	○	○	○	○	○	○
		訪問リハビリテーション	○	○	○	○	○	○	○
		訪問看護	○	○	○	○	○	○	○
		居宅療養管理指導※3	○	○	○	○	○	○	○
	通所型 サービス	通所介護(デイサービス)	×	×	○	○	○	○	○
		通所リハビリテーション	○	○	○	○	○	○	○
	短期入所型 サービス	短期入所生活介護	○	○	○	○	○	○	○
		短期入所療養介護	○	○	○	○	○	○	○
	福祉用具の 貸与、購入、 住宅改修	福祉用具の貸与	※1	※1	※1	※2	※2	○	○
		福祉用具の購入※3	○	○	○	○	○	○	○
		住宅改修費※3	○	○	○	○	○	○	○
その他	特定施設入所者生活介護※3	○	○	○	○	○	○	○	
施設サービス	介護老人福祉施設	×	×	×	×	○	○	○	
	介護老人保健施設	×	×	○	○	○	○	○	
	介護療養型医療施設	×	×	○	○	○	○	○	
地域密着型サービス	定期巡回随時対応型訪問介護看護	×	×	○	○	○	○	○	
	夜間対応型訪問介護	×	×	○	○	○	○	○	
	認知症対応型通所介護	○	○	○	○	○	○	○	
	小規模多機能型居宅介護	○	○	○	○	○	○	○	
	グループホーム	×	○	○	○	○	○	○	
	地域密着型特定施設入所者生活介護	×	×	○	○	○	○	○	
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	×	×	×	×	○	○	○	
複合型サービス	×	×	○	○	○	○	○		

※1 手すり・スロープ・歩行器・歩行杖の貸与のみ可能。

※2 概ね利用可。自動排泄処理装置は要検討。

※3 支給限度額に含まれない居宅サービス。

◇障害福祉サービス

障害福祉サービスとは、「障害者総合支援法」に基づき、障がいのある方が地域で安心して生活できるサポートを受けることができるサービスです。

対象は**障害者手帳が交付されている**方と、**難病患者**さんで、介護保険の適用にならない方です。障害福祉サービスは、介護給付と訓練等給付の2種類あり、今回は介護給付を紹介します。介護給付のサービスは障害支援区分によって利用できるサービスが異なります（表9）。

表9 介護給付一覧⁴⁾

サービス名	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護（ホームヘルプ）	×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
同行援護	○	○	○	○	○	○	○
行動援護	×	×	×	○	○	○	○
重度障害者包括支援	×	×	×	×	×	×	○
短期入所	×	○	○	○	○	○	○
療養介護	×	×	×	×	×	※1	○
生活介護	×	×	※2	○	○	○	○
施設入所	×	×	×	※3	○	○	○

※1 筋ジストロフィー患者、重症心障害者は、区分5でも可。

※2 50歳以上は区分2でも可

※3 50歳以上は区分3でも可

利用者の自己負担は原則サービス総額の1割で、自己負担上限月額が決められています（表10）。**申請窓口は、お住まいの市町役場の障害福祉課**です。

表10 障害福祉サービス自己負担上限額¹⁾

※施設入所は除く

区分	世帯収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給者	0円
低所得1	市民税非課税世帯/本人の収入80万円以上	0円
低所得2	市民税非課税世帯/本人の収入80万円超	0円
一般1	市民税課税世帯/所得割16万円未満	9300円
一般2	市民税課税世帯/所得割16万円以上	37,200円

◇訪問看護

訪問看護は、療養生活や介護方法の相談と看護や病状や健康状態の管理と看護、医療処置・治療上の看護、リハビリテーションや精神的看護を行います。

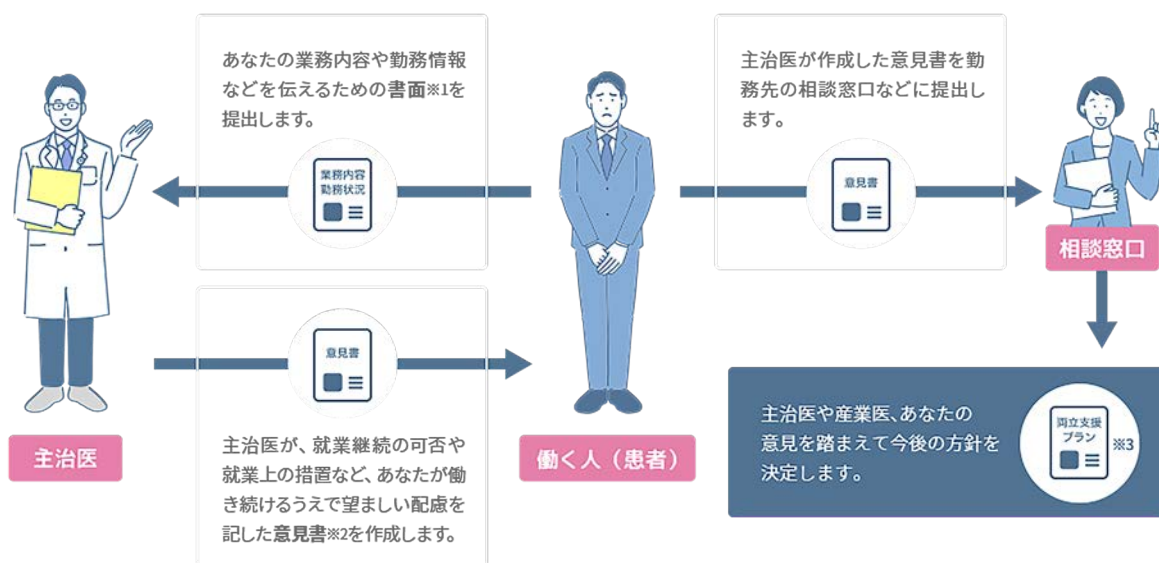
介護保険と医療保険での利用が可能で、保険の種類や、所得・年齢によって異なりますが、**原則1割から3割負担が自己負担**です。

利用には、主治医の指示書が必要になります。まずは主治医にご相談ください。

■療養と仕事の両立支援事業

2016年2月に、厚生労働省より、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」が公表されました。発症後も仕事の継続を希望する患者さんが、工夫しながら仕事を継続できるよう、事業場と医療機関が情報共有を行うことを提案しています¹²⁾。2022年3月に「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の改訂版が発行されています¹³⁾。

図5 両立支援の流れ¹⁴⁾

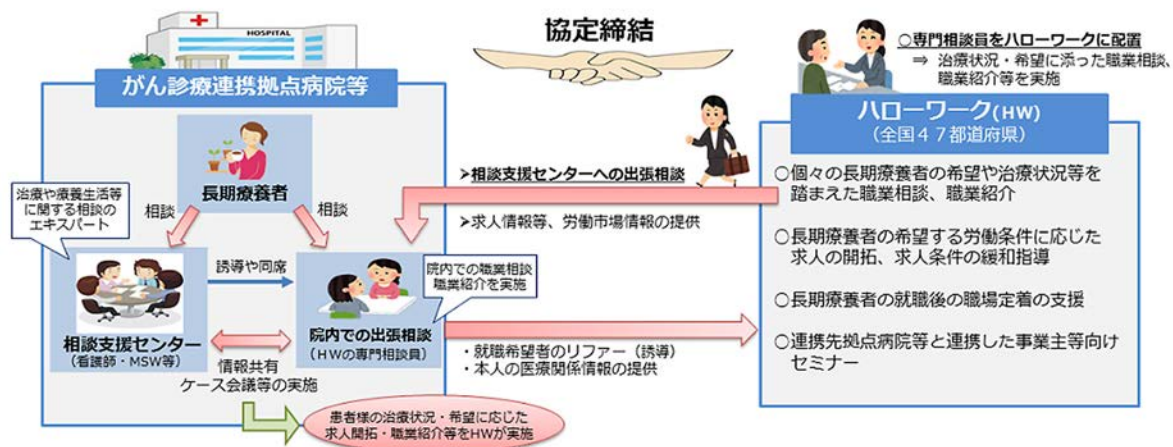


文献14) より引用

■長期療養者就職支援事業（がん患者等就職支援対策事業）

厚生労働省では、がん、肝疾患、糖尿病等により、長期療養（経過観察・通院等）が必要な方の就職支援相談員をハローワークに配置し、がん診療連携拠点病院とも連携し、個々の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介などを実施しています。院内の出張相談を実施しているところもありますので、詳しくはお近くのハローワークまたは、病院のソーシャルワーカーにご相談ください。

図6 長期療養者就職支援事業の流れ¹⁵⁾



文献15) より引用

4

在宅療養を支えるための福祉サービス利用のポイント

思いがけず病気になり、不安に思うことや、これからの生活の見通しについて悩まれることがたくさんあると思います。また、ご自身の生活や家庭の生活が変化することもあると思います。そのような時に、治療に専念しながら、安心して在宅生活を送れるように、ぜひ社会資源を活用してください。

申請の時期や、自分が該当しているのかなど、ご不明なことは、関係機関や、主治医、ソーシャルワーカーに是非相談してください。

〈文献〉

- 1) 厚生労働省：医療保険ガイド「我が国の医療保険について」。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/iryuhoken01/index.html. (閲覧日2021年12月12日)
- 2) 日本医師会：特徴「日本の医療制度の優れた特徴」。
<https://www.med.or.jp/people/info/kaifo/assets/img/feature/img-cost-03.png>. (閲覧日2021年12月12日)
- 3) 厚生労働省：健康・医療「高額療養費を利用される皆様へ」。

- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuohoken/juuyou/kougakuiryuu/index.html. (閲覧日2021年12月12日)
- 4) 栃木県保健福祉部障害福祉課：令和2（2020）年度栃木県障害福祉ガイド。栃木県保健福祉部障害福祉課。令和2（2020）年7月。
 - 5) 小山市保険福祉部福祉課：小山市障がい者福祉ガイド ー共に歩み、支えあい、誰もが住みやすいおやまー 2021年度版。小山市。2021年4月。
 - 6) 難病情報センター：「指定難病者への医療費助成制度のご案内」。
<https://www.nanbyou.or.jp/entry/5460#taisho>. (閲覧日2021年12月14日)
 - 7) 国協会けんぽ：「傷病手当金」。
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat320/sb3170/sbb31710/1950-271/>. (閲覧日2021年12月14日)
 - 8) 社会保険研究所障害年金と診断書：障害基礎年金・障害厚生年金。年友企画。2018。
 - 9) 壬生町健康福祉課高齢福祉係・介護保険係：「私たちの介護保険」令和3年4月改正対応版。壬生町。
 - 10) 厚生労働省：介護事業所・生活関連情報検索介護サービス情報公表システム。
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/>. (閲覧日2021年12月15日)
 - 11) 厚生労働省：障害福祉サービス等「障害者の利用者負担」。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/hutan1.html>. (閲覧日2021年12月16日)
 - 12) 産業医科大学：働く世代のあなたに 心疾患の治療と仕事の両立お役立ちノート。
https://www.mhlw.go.jp/content/shinsikkan3_s.pdf. (閲覧日2021年12月19日)
 - 13) 厚生労働省：事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン（全体版）令和4年3月改訂版。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000912019.pdf> (閲覧日2022年3月17日)
 - 14) 厚生労働省：「治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト 治療と仕事の両立支援ナビ」
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/forsubject/#sec01>. (閲覧日2021年12月16日)
 - 15) 厚生労働省：長期療養者就職支援事業（がん患者等就職支援対策事業）。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000065173.html>. (閲覧日2021年12月19日)